

学校感染症による出席停止と「登校許可証明書」について

生徒が学校感染症と診断された場合には、学校保健安全法により、学校長が出席を停止することができます。出席停止期間は、医師に診断された日から、医師の登校許可が下りるまでです。生徒が医療機関を受診し、発症が確認された場合には、至急、学校に連絡をお願い致します。

また、学校感染症が治癒して登校する際には、登校しても支障がないという旨の医師の証明が必要になります。治療を受けた医療機関に「登校許可証明書」を提出し、医師から文書による登校の許可をもらってください。治癒後は、その「登校許可証明書」を持参して登校し、速やかに担任に渡してください。

なお、「登校許可証明書」（別紙）は、本校ホームページからダウンロードできます。

(保健安全 様式2)

保 護 者 殿

学校における感染症の出席停止について

御子様は、学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症に罹患したとの報告を受けました。これらの感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第4節第19条により出席停止の措置がとられます。

つきましては、診断を受けた医療機関において下記の証明書に必要事項を記入してもらい、登校する際にホームルーム担任に提出してください。

登 校 許 可 証 明 書

山梨県立甲府城西高等学校 年次 組 番 氏名 _____

病 名 _____

上記疾病のため、平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
まで出席停止の措置をとっていましたが、他に感染の恐れがなくなりました
ので、登校を許可いたします。

平成 年 月 日

所 在 地

医療機関名

医 師 名

印